



2021年5月17日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ー グ ラ ン ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 江 口 久
(コード番号：3294 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 白 惣 考 史
(TEL. 03-3518-9779)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月17日開催の取締役会におきまして、2021年6月25日開催予定の第32期定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第10条（単元未満株式の買増請求）を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記条文の新設に伴い、現行定款第10条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款の一部変更のための株主総会開催日 2021年6月25日（金）
定款の一部変更の効力発生日 2021年6月25日（金）

以上

(別 紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第8条 (条文省略)</p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(单元未満株式の買増請求)</u></p> <p><u>第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を当社に対して売渡すことを請求することができる。</u></p> <p><u>ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</u></p>
<p><u>第10条～第40条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第11条～第41条</u> (現行どおり)</p>

以上